

農用地土壤汚染に係る細密調査結果及び対策の概要

平成15年8月19日(火)
 環境省環境管理局水環境部土壤環境課
 課長:太田進(内線6650)
 課長補佐:龍口浩司(内線6653)
 担当:廣川志乃(内線6654)

環境省では、農用地の土壤の汚染のおそれのある地域を対象として都道府県が平成14年度に行った細密調査の結果及び平成14年度までに実施された農用地土壤汚染対策の状況について取りまとめました。

【主なポイント】

- ①平成14年度の細密調査の結果、カドミウムについては3地域、銅については1地域で、基準値以上の汚染が検出されました。
- ②平成14年度末の対策事業等完了面積は、6,054ha(基準値以上検出地域の面積に対して、83.8%)です。

I. 農用地土壤汚染対策について

農用地の土壤汚染については、「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」に基づき、人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止するため、特定有害物質(カドミウム、銅及び砒素)による農用地の土壤汚染の実態を明らかにした上で、都道府県が農用地土壤汚染対策地域を指定するとともに農用地土壤汚染対策計画を策定し、農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止、除去等に必要な客土等の対策が講じられています。

II. 平成14年度細密調査結果

細密調査は、汚染のおそれのある地域で汚染状況等を把握するため、また、既に汚染が明らかになっている地域で汚染範囲を確定するために行われており、平成14年度では7地域の1,288haで調査が実施されました。その結果、カドミウムについては3地域、銅については1地域で、基準値以上の汚染が検出されました。これらの地域は、既に汚染が明らかになっている地域の周辺地域であり、引き続き調査を実施し汚染範囲を確定させるとともに、対策についての検討を行います。

注) 基準値: カドミウムについては玄米中1.0mg/kg、銅については土壤中125mg/kg、砒素については土壤中15mg/kg

(平成14年度の調査対象地域等)

特定有害物質	調査を実施した地域			左記のうち基準値以上検出した地域			汚染面積 うち超過点数
	地域数	調査点数	調査面積	地域数	調査点数		
カドミウム	6 地域	369 点	1,284 ha	3 地域	271 点	3 点	7.2ha
銅	1 地域	28 点	4 ha	1 地域	28 点	2 点	0.1ha
砒素	0 地域	0 点	0 ha	0 地域	0 点	0 点	0 ha

III. 特定有害物質が基準値以上検出された地域における対策の状況

1. 平成14年度の対策地域の指定、対策計画の策定及び対策地域の指定解除の状況

(1) 対策地域として指定された地域

該当なし

(2) 対策計画が策定された地域

該当なし

(3) 対策地域の指定が解除された地域

全部解除 三重県 西員弁地域

(168.9 ha)

注) () 内は、指定解除の該当地域の面積

2. 農用地土壤汚染対策事業の進捗状況（平成14年度末現在）

平成14年度までの調査結果を含めると、基準値以上の特定有害物質が検出された地域の累計面積は、7,224 haになります。このうち、対策地域として指定された地域の累計面積は6,275haで、対策事業が完了している面積は5,429haになります。また、別途都道府県による単独事業等によって対策が完了している地域の累計面積は625haで、対策事業等が完了している面積の合計は6,054haとなり、基準値以上検出地域の累計面積に対して、83.8%になります。

特定有害物質	①基準値以上の汚染が検出された地域										⑨県単独事業等	⑩未指定地域		
	②対策地域に指定された地域													
	③対策計画が策定された地域					④対策事業が完了した地域			⑦対策事業実施中地	⑧対策計画未策定期				
						⑤指定解除地	⑥未解除地	域		⑨県単独事業等	⑩未指定地域			
						域	域	域	地			域		
カドミウム	6,683 ha	6,126 ha	6,033 ha	5,285 ha	4,757 ha	528 ha	748 ha	94 ha	375 ha	182 ha	⑨県単独事業等	⑩未指定地域		
	95	59	58	58	51	11	12	2	50	22				
銅	1,404 ha	1,224 ha	1,224 ha	1,195 ha	1,116 ha	79 ha	29 ha	— ha	98 ha	82 ha	⑨県単独事業等	⑩未指定地域		
	36	12	12	12	11	2	2	—	21	9				
砒素	391 ha	164 ha	164 ha	164 ha	84 ha	80 ha	— ha	— ha	159 ha	68 ha	⑨県単独事業等	⑩未指定地域		
	14	7	7	7	5	2	—	—	7	6				
計	面積	7,224 ha	6,275 ha	6,181 ha	5,429 ha	4,838 ha	591 ha	752 ha	94 ha	625 ha	324 ha			
	地域数	132	68	67	67	58	13	13	2	74	36			

(上段：面積、下段：地域数)

注) (1)「基準値以上検出地域」は、平成14年度までの細密調査等の結果によるものです。

(2) 縦の欄の面積、地域数を加算したものが、合計欄のそれと一致しないのは、重複汚染があるためです。

(3) 横の欄の地域数を加算したものが、合計及び「基準値以上検出地域」と一致しないのは、部分解除した地域、一部対策事業が完了した地域等があるためです。

(4) 「対策計画策定地域の事業完了」及び「県単独事業等完了地域」には、他用途転用面積を含みます。

(5) 「対策計画策定地域の事業完了」は、国の助成に係る対策事業の面工事が完了している地域です。

平成14年度農用地土壤汚染防止対策
細密調査結果の取りまとめ

平成15年8月

環境省環境管理局水環境部

はじめに

農用地の土壤の特定有害物質による汚染の防止及び除去等の必要な処置を講ずることにより、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、又は、農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって、国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とした「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（以下「農用地土壤汚染防止法」という。）が昭和45年12月に制定され、昭和46年6月から施行されています。

農用地土壤汚染防止法に基づく特定有害物質としてカドミウム及びその化合物、銅及びその化合物並びに砒素及びその化合物が指定されており、これらによる土壤汚染の実態を把握し、農用地土壤汚染防止法に基づく農用地土壤汚染対策地域（以下「対策地域」という。）の指定、農用地土壤汚染対策計画（以下「対策計画」という。）の策定等の土壤汚染対策の推進に資するため、関係都道府県において、国の助成により農用地土壤汚染防止対策細密調査（以下「細密調査」という。）を実施してきているところであります。

調査結果については、逐次都道府県知事により公表されているところであります。この度、平成14年度において実施された全国の細密調査結果を環境省において取りまとめましたので公表いたします。

なお、調査結果の取りまとめに当たっては、平成14年度において実施された国庫補助事業による細密調査結果のほか、都道府県単独事業による細密調査に準ずる調査の結果もあわせて取りまとめました。

平成15年8月
環境省環境管理局水環境部

I 農用地土壤汚染防止対策細密調査の概要

1 調査の目的

この調査は、農用地の土壤等に含まれるカドミウム等の特定有害物質の量及び農作物の障害の程度等の実態を把握することにより、農用地土壤汚染防止法に基づく対策地域の指定、対策計画の策定等の土壤汚染対策の推進に資するものです。

2 調査の実施主体

この調査の実施主体は都道府県であり、調査は都道府県の機関が担当しています。

3 調査対象地域

調査対象地域は、特定有害物質が土壤に含まれることに起因して、人の健康をそこなうおそれのある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されると認められる地域、又はそれらのおそれのある地域です。

4 調査の内容

調査対象地域については、概況調査及び精密調査を実施します。

(1) 概況調査

概況調査においては調査対象地域についてその概況等につき調査します。

(2) 精密調査

精密調査においては概況調査の結果を参考に調査対象地域について、農用地面積おおむね2.5ヘクタールに1点の割合で調査ほ場を選定し、当該調査ほ場において農作物の生育収量状況について調査するとともに、当該調査ほ場の土壤及び農作物を採取して、その中に含まれる特定有害物質等の量の分析測定調査を行います。

なお、土壤及び農作物に含まれるカドミウムの分析測定方法は、「農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係るカドミウムの量の検定の方法を定める省令」（昭和46年農林省令第47号）、土壤に含まれる銅の分析測定方法は、「農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の検定の方法を定める省令」（昭和47年総理府令第66号）、土壤に含まれる砒素の分析測定方法は、「農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る砒素の量の検定の方法を定める省令」（昭和50年総理府令第31号）によるものです。

II 平成14年度農用地土壤汚染防止対策細密調査結果

1 調査実施地域

平成14年度においては、カドミウム又は銅によって土壤が汚染されている地域のうち汚染範囲の未確定な地域及び汚染のあるある地域を対象として、全国3県7地域1,288haにおいて実施され、そのうちカドミウムに係る調査は2県6地域において実施され、銅に係る調査は1県1地域において実施されました。

なお、本調査結果の取りまとめに当たっては、平成14年度において実施された国庫補助事業による細密調査（「土壤汚染防止対策事業（農用地土壤汚染防止対策調査）実施要領」（平成10年4月28日付け環水規第145号）に基づく調査）の結果のほか、都道府県単独事業による細密調査に準じた調査結果（平成15年6月30日付け環水土発030630001号により照会した調査）の結果もあわせて取りまとめました。

2 調査結果の概要

調査実施地域内の農用地の農作物（玄米）及び土壤について分析測定調査が行われましたが、その概要は次のとおりです。

(1) カドミウムに係る調査

調査地域数6、調査対象面積1,284ha、調査点数369点において、玄米中のカドミウム濃度の調査が実施され、その結果、カドミウムの濃度が1.0mg/kg以上の玄米が検出された地域数は3地域、その点数は3点であり、最高値は1.8mg/kgでした。

なお、平成14年度に1.0mg/kg以上の玄米が検出された地域は既にカドミウムによる汚染地域として把握されている地域の周辺であり、新たな汚染地域として確認された地域はありませんでした。

また、土壤中のカドミウム濃度については、調査地域数5、調査点数126点で調査が実施され、最高値は6.36mg/kgでした。

(2) 銅に係る調査

調査地域数1、調査対象面積4ha、調査点数28点において、土壤中の銅の濃度の調査が実施され、その結果、銅の濃度が125mg/kg以上検出された点数は2点であり、最高値は138mg/kgでした。

なお、平成14年度に土壤中の銅の濃度が125mg/kg以上検出されたのは、既に銅による汚染地域として指定されている地域の周辺であり、新たな汚染地域として確認された地域はありませんでした。

(3) 銀に係る調査

調査した地域はありませんでした。

3 調査結果の総括表

事 項	全 国 計
(1) カドミウムに係る調査	
調査実施都道府県数	2
調査実施地域数	6
調査対象面積	1,284 ha
玄米1kgにつき1mg以上のカドミウムが検出された地域数	3
玄米中のカドミウム濃度の最高値	1.80 mg/kg
土壤中のカドミウム濃度の最高値	6.36 mg/kg
(2) 銅に係る調査	
調査実施都道府県数	1
調査実施地域数	1
調査対象面積	4 ha
銅125ppm以上の土壤が検出された地域数	1
土壤中の銅濃度の最高値	138 mg/kg
(3) 硒土壤中のカドミウム濃度の最高値	該当なし

左 の 内 訳		備 考
国庫補助調査によるもの	都道府県単独調査によるもの	
1	1	
5	1	
841 ha	443 ha	
3	0	
1.80 mg/kg	0.19 mg/kg	
6.36 mg/kg	-	
該当なし	1 1 4 ha 1 138 mg/kg	

4 基準値以上検出地域一覧表

(1) 玄米 1kgにつきカドミウム 1mg以上検出地域

番号	都道府県名	地 域 名	調査対象市町村名
1	秋 田	鹿 角	鹿角市、鹿角郡小坂町
2	秋 田	北 秋 田	大館市、北秋田郡鷹巣町 ・比内町・田代町・阿仁町
3	秋 田	平 鹿	横手市・平鹿郡増田町 ・平鹿町・十文字町
計			

(2) 土壌 1kgにつき銅 125mg以上検出地域

番号	都道府県名	地 域 名	調査対象市町村名
1	群 馬	渡良瀬川流域	太田市
計			

(3) 土壌 1kgにつき砒素 15mg以上検出地域

該当なし

調査対象面積 ha	玄米調査点数 点	うち玄米1kgにつきか ミクム1mg以上検出点数 点	備 考
231	84	1	(注) 市町村名欄の下線 付き市町村は基準 値以上検出された 市町村を表す
186	84	1	
218	103	1	
635	271	3	

調査対象面積	土壤調査点数	うち土壤1kgにつき銅 125mg以上検出点数	備 考
4	28	2	
4	28	2	

III 農用地土壤汚染防止法に基づく対策

食品衛生法に基づく食品、添加物等の規格基準においては玄米に含まれるカドミウムは、米1kgにつき1mg未満でなければならないこととされており、このため「農用地土壤汚染防止法」においては、米1kgにつき1mg以上のカドミウムを含む米が生産されることを防止することを趣旨として、このような米が生産されると認められる地域及びそのおそれが著しいと認められる地域を対策地域として指定する等所要の対策を講ずることとなっています。

銅及び砒素については、農作物等の生育阻害を防止する観点から、土壤中の銅の濃度が土壤1kgにつき125mg以上である地域及び土壤中の砒素の濃度が土壤1kgにつき15mg以上である地域を、それぞれ対策地域として指定する等所要の対策を講ずることとなっています。

[参考資料]

調査結果一覧表

(1) カドミウムに係る調査結果

都道府県	調査地域名	該当市町村名	調査対象面積 ha	玄米中の	
				調査点数	うち1.0mg/kg以上 の点数
秋田	鹿角	鹿角市、鹿角郡小坂町	231	84	1
	北秋田	大館市、北秋田郡鷹巣町 ・比内町・田代町 ・阿仁町	186	84	1
	山本	能代市、山本郡二ツ井町 ・藤里町・八森町	85	32	0
	仙北	仙北郡西仙北町 ・角館町・中仙町 ・協和町・太田町	121	57	0
	平鹿	横手市、平鹿郡 増田町・平鹿町 ・十文字町	218	103	1
	生野鉱山周辺	朝来郡朝来町 ・生野町 神崎郡市川町 ・福崎町 ・大河内町 養父郡大屋町	443	9	0
計			1,284	369	3

カドミウム			土壤中のカドミウム(0~15cm)				調査の種類
最高値	最低値	平均値	調査点数	最高値	最低値	平均値	
mg/kg	mg/kg	mg/kg	点	mg/kg	mg/kg	mg/kg	※1 国補
1.10	0.02	0.21	26	6.36	0.79	2.36	
1.50	<0.01	0.24	40	4.19	0.42	1.82	
0.65	<0.01	0.22	14	2.87	0.74	1.71	
0.78	0.03	0.22	30	4.62	0.31	1.09	
1.80	<0.01	0.21	16	4.04	0.39	1.89	
0.19	<0.01	0.09	—	—	—	—	※2 県単
1.80	<0.01	0.22	126	6.36	0.79	1.75	

※1：「国補」とは、国庫補助による調査結果である。

※2：「県単」とは、都道府県単独で行った調査結果である。

(2) 銅に係る調査結果

都道府 県名	調査地域名	該当市町村名	調査対象面積 ha
群馬	渡良瀬川流域	太田市	4

(3) 硫素に係る調査結果

該当なし

土 壤 中 の 銅 (0~15cm)					調査の 種類
調査点数	うち125mg/kg 以上の点数	最高値	最低値	平均値	
28	2	mg/kg 138	mg/kg 26	mg/kg 75	※1 県単

※1：「県単」とは、都道府県単独で行った調査結果である。

農用地土壤汚染防止対策の概要

平成15年8月

環境省環境管理局水環境部

1 概 要

(1) 「農用地の土壤の汚染防止等に関する法律」（以下「法」という。）に定められた特定有害物質が基準値（カドミウム：玄米1kgにつき1mg、銅：土壤1kgにつき125mg、砒素：土壤1kgにつき15mg）以上検出された地域の累計は132地域、7,224haとなっています。

これを特定有害物質別にみると、

カドミウム関連地域は95地域：6,683ha
銅関連地域は 36地域：1,404ha
砒素関連地域は 14地域： 391ha

ととなっています。

(2) これらの基準値以上検出地域のうち、法に基づく対策地域として指定されたのは、累計で68地域、6,275haです。

このうち対策計画が策定された地域は6,181haとなっています。

なお、未指定の地域は324haです。

対策計画を策定中の地域は94haです。

(3) 対策計画が策定された67地域、6,181haのうち、これまで国の助成に係る対策事業等が完了した地域は、5,429haであり、そのうち再汚染のおそれがないとして指定が解除された地域は、4,838haとなっています。

(4) 以上から、現時点における指定地域は1,437haで、このうち対策計画に基づき事業実施中の地域が752ha、対策事業は完了しているが指定解除に至っていない地域が591haとなっています。

(5) 平成14年度末時点で、基準値以上の特定有害物質が検出された面積(7,224ha)のうち、対策事業完了面積は6,054ha（国庫補助事業等：5,429ha、県単独事業等：625ha）であり、その割合は83.8%となります。

2 基準値以上検出地域における農用地土壤汚染対策の状況

(1) 平成14年度の対策地域の指定、対策計画の策定及び対策地域の指定解除の状況

ア 対策地域として指定された地域

該当なし

イ 対策計画が策定された地域

該当なし

ウ 対策地域の指定が解除された地域

全部解除 三重県・西員弁地域

(168.9 ha)

注) () 内は、指定解除の該当地域の面積です。

(2) 農用地土壤汚染対策事業の進捗状況(平成14年度末現在)

基準値以上検出地域の累計 132 地域 7,224 ha (100.0%)

ア 対策地域として指定された地域の累計 68 地域 6,275 ha (86.9%)

[現在指定されている地域 19 地域 1,437 ha (19.9%)]

対策計画が策定された地域の累計 67 地域 6,181 ha (85.6%)

うち対策事業完了面積 5,429 ha ①
うち指定解除面積 4,838 ha (67.0%)

イ 県単独事業等完了面積 625 ha ②

※ 対策事業等完了面積 (①+②) 6,054 ha (83.8%)
(前年度 81.3%)

ウ 未指定地域 36 地域 324 ha (4.5%)

注1) () 内は、基準値以上検出地域の累計面積 (7,224ha) に対する比率です。

表1 農用地土壤汚染対策の進捗状況

(平成14年度末現在)

特定有害 物 質		①基準値以上の汚染が検出された地域								⑨県単独 事業等	⑩未指定 地 域		
		②対策地域に指定された地域											
		③対策計画が策定された地域				④対策事業が完了した地域		⑦対策事業 実 施 中 地 域	⑧対策計画 未 策 定 地 域				
		⑤指定解除 地 域	⑥未 解 除 地 域										
カドミウム		6,683 ha	6,126 ha	6,033 ha	5,285 ha	4,757 ha	528 ha	748 ha	94 ha	375 ha	182 ha		
		95	59	58	58	51	11	12	2	50	22		
銅		1,404 ha	1,224 ha	1,224 ha	1,195 ha	1,116 ha	79 ha	29 ha	— ha	98 ha	82 ha		
		36	12	12	12	11	2	2	—	21	9		
砒 素		391 ha	164 ha	164 ha	164 ha	84 ha	80 ha	— ha	— ha	159 ha	68 ha		
		14	7	7	7	5	2	—	—	7	6		
計	面 積	7,224 ha	6,275 ha	6,181 ha	5,429 ha	4,838 ha	591 ha	752 ha	94 ha	625 ha	324 ha		
	地域数	132	68	67	67	58	13	13	2	74	36		

(上段：面積、下段：地域数)

注) (1)「基準値以上検出地域」は、平成14年度までの細密調査等の結果によるものです。

(2)縦の欄の面積、地域数を加算したものが、合計欄のそれと一致しないのは、重複汚染があるためです。

(3)横の欄の地域数を加算したものが、合計及び「基準値以上検出地域」と一致しないのは、部分解除した地域、一部対策事業が完了した地域等があるためです。

(4)「対策計画策定地域の事業完了」及び「県単独事業等完了地域」には、他用途転用面積を含みます。

(5)「対策計画策定地域の事業完了」は、国の助成に係る対策事業の面工事が完了している地域です。

表2 年度別対策事業完了等面積等

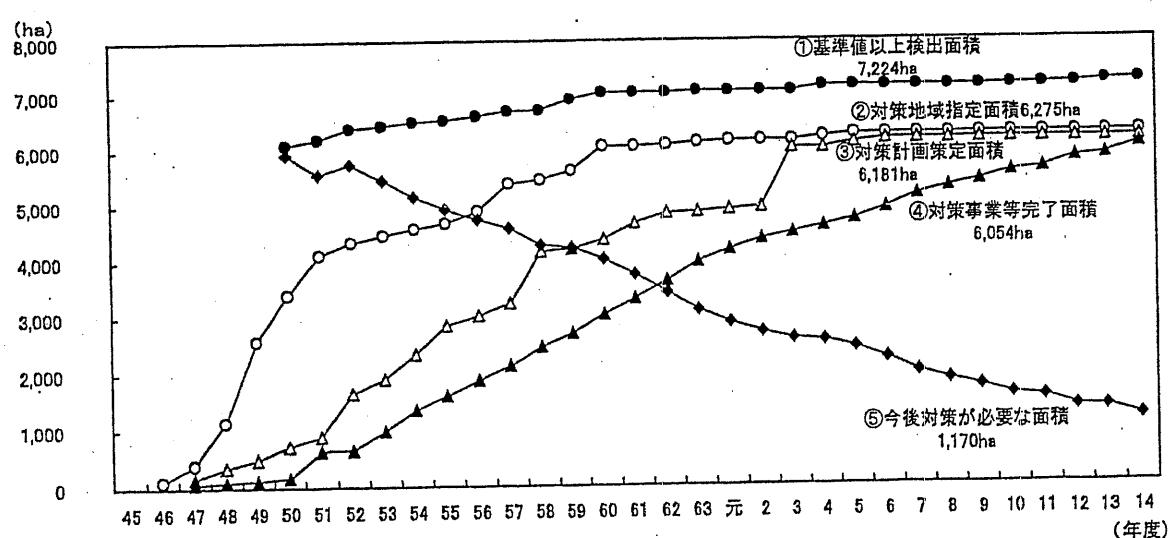
(単位:ha)

年度区分	①基準値以上検出	②地域指定	③対策計画策定	④対策事業等完了		⑤今後対策が必要な面積
	累計面積	累計面積	累計面積	当該年度面積	累計面積	当該年度面積
45						
46		112				
47		400	164	70	70	
48		1,140	357	30	100	
49		2,579	502	30	130	
50	6,100	3,398	713	40	170	5,930
51	6,200	4,110	887	460	630	5,570
52	6,390	4,336	1,650	10	640	5,750
53	6,440	4,459	1,896	340	980	5,460
54	6,510	4,577	2,334	370	1,350	5,160
55	6,530	4,674	2,836	250	1,600	4,930
56	6,610	4,891	3,015	270	1,870	4,740
57	6,700	5,390	3,233	250	2,120	4,580
58	6,710	5,451	4,148	320	2,440	4,270
59	6,910	5,616	4,197	250	2,690	4,220
60	7,030	6,053	4,364	330	3,020	4,010
61	7,030	6,053	4,660	280	3,300	3,730
62	7,030	6,078	4,841	320	3,620	3,410
63	7,050	6,122	4,865	340	3,960	3,090
元	7,050	6,146	4,911	220	4,180	2,870
2	7,050	6,146	4,938	180	4,360	2,690
3	7,050	6,146	6,021	120	4,480	2,570
4	7,140	6,214	6,021	120	4,600	2,540
5	7,140	6,255	6,105	120	4,720	2,420
6	7,140	6,258	6,170	200	4,920	2,220
7	7,140	6,258	6,170	240	5,160	1,980
8	7,140	6,262	6,173	140	5,300	1,840
9	7,140	6,265	6,176	110	5,410	1,730
10	7,152	6,266	6,178	160	5,570	1,582
11	7,156	6,266	6,181	61	5,631	1,525
12	7,166	6,266	6,181	187	5,818	1,348
13	7,217	6,275	6,181	54	5,872	1,345
14	7,224	6,275	6,181	182	6,054	1,170

注)③対策計画策定は環境大臣が対策計画に同意した年度で集計しています。

④対策事業等完了欄において昭和52年度以前は部分完了面積を含みません。

図1 地域指定面積、対策事業等完了面積等の推移



3 農用地土壤汚染対策地域の概要

(平成14年度末現在)

番号 ()書きは 全部解除	都道府 県名	地域名	汚 染 物 質	所在 地	指定面積 (ha)		当初指定年月日 当初対策計画承認年月日	備考
					全 体	未解除		
(1)	福島	日曹金属㈱ 会津製錬所周辺	Cd	耶麻郡磐梯町	112.0	—	S47. 3. 2 S49. 6. 15 S55. 11. 21	全部解除
2	群馬	碓氷川流域	Cd	安中市、高崎市	139.1	29.3	S47. 4. 17 S47. 8. 11 < S58. 3. 3 >	事業実施中 <部分解除>
(3)	兵庫	生野鉱山周辺	Cd	朝来郡生野町 神崎郡大河内町	54.9	—	S47. 4. 27 S48. 1. 30 S55. 11. 11	全部解除
(4)	兵庫	東芝電気太子 分工場周辺	Cd	揖保郡太子町	22.9	—	S47. 4. 27 S51. 4. 9 S55. 11. 11	全部解除
5	群馬	渡良瀬川流域	Cd Cu	桐生市、太田市	379.3	54.8	S47. 5. 8 S55. 10. 8 < H 6. 1. 17 >	事業完了 <部分解除>
(6)	長崎	佐須川及び 椎根川流域	Cd	下県郡厳原町	57.8	—	S47. 5. 18 S53. 10. 16 S62. 5. 11	全部解除
(7)	岐阜	畠 佐	Cd	郡上郡明方村	8.6	—	S47. 11. 28 S48. 11. 28 S54. 2. 13	全部解除
(8)	秋田	杉沢、柳沢	Cd	仙北郡西仙北町	32.2	—	S48. 2. 22 S49. 6. 24 S53. 12. 18	全部解除
(9)	愛知	刈谷市恩田川、 下り松川、 弁天川	Cd	刈谷市	164.9	—	S48. 7. 30 S49. 1. 19 S53. 3. 20	全部解除
10	富山	黒 部	Cd	黒部市	129.5	68.5	S48. 8. 9 H 3. 11. 6 < H12. 8. 11 >	事業完了 <部分解除>
11	福岡	大牟田	Cd	大牟田市	123.4	123.4	S48. 8. 30 H 6. 9. 8	事業完了及び 対策計画策定中
(12)	長野	中 野	Cd	中野市	20.1	—	S48. 10. 23 S48. 12. 25 S52. 3. 17	全部解除
(13)	熊本	関川流域	Cd	荒尾市	39.0	—	S48. 12. 11 S56. 8. 31 H13. 5. 16	全部解除
(14)	秋田	小 坂	Cd Cu	鹿角郡小坂町	47.9	—	S49. 2. 22 S57. 8. 13 H 5. 3. 11	全部解除
(15)	青森	坪川流域	Cu	上北郡天間林村	10.4	—	S49. 4. 23 S50. 8. 18 S55. 3. 21	全部解除
16	富山	神通川流域※ (左岸)	Cd	富山市 婦負郡婦中町 八尾町	1,018.4	431.7	S49. 8. 27 S55. 1. 28(1) S58. 12 .23(2) H4. 1. 23(3) < H12. 8. 11 >	事業実施中 <部分解除>
(17)	熊本	浦川流域	Cd	荒尾市	16.0	—	S49. 11. 27 H 5. 10. 5 H13. 5. 16	全部解除
(18)	秋田	能 代	Cd	能代市	43.6	—	S49. 12. 19 S54. 12. 26 S63. 2. 29	全部解除
(19)	秋田	新城・床舞	Cd	湯沢市 雄勝郡羽後町	140.4	—	S49. 12. 19 S50. 8. 27 S58. 3. 29	全部解除

3 農用地土壤汚染対策地域の概要

(平成14年度末現在)

番号 ()書きは 全部解除	都道府 県名	地域名	汚 染 物 質	所 在 地	指 定 面 積 (ha)		当 初 指 定 年 月 日 当 初 対 策 計 画 承 認 年 月 日	備 考
					全 体	未 解 除		
(20)	秋 田	鷹 巣	C d	北秋田郡鷹巣町	46.2	—	S49. 12. 19 S50. 8. 27 S55. 12. 9	全部解除
(21)	秋 田	東 福 寺	C d C u	雄勝郡稻川町	56.9	—	S49. 12. 19 S52. 3. 1 S57. 5. 29	全部解除
(22)	山 形	吉野川流域	C d	南陽市	291.6	—	S50. 2. 24 S52. 12. 24 H 3. 3. 27	全部解除
(23)	石 川	梯川流域	C d C u	小松市	518.6	—	S50. 3. 31 S52. 6. 8 H 4. 3. 30	全部解除
(24)	岩 手	柴 沼	C d	花巻市	26.9	—	S50. 8. 8 S51. 6. 18 S58. 9. 22	全部解除
25	宮 崎	岩戸川流域 (東岸寺)	C d	西臼杵郡 高千穂町	53.3	53.3	S50. 9. 16 S51. 12. 20	事業完了
26	富 山	神通川流域※ (右岸)	C d	富山市 上新川郡 大沢野町	482.2	218.7	S50. 10. 17 S55. 1. 28(1) S58. 12 .23(2) H4. 1. 23(3) < H12. 8. 11 >	事業実施中 <部分解除>
(27)	島 根	宝 満 山	C d C u	八束郡八雲村 東出雲町	66.6	—	S50. 12. 5 S52. 12. 24 H 5. 4. 27	全部解除
(28)	岐 阜	本 巢	C d	本巣郡本巣町 糸貫町	212.4	—	S50. 12. 5 S54. 4. 19 H 4. 3. 21	全部解除
29	島 根	笹ヶ谷鉱山 下流域	C d A s	鹿足郡津和野町 日原町	66.1	66.1	S51. 3. 19 S52. 12. 24	事業完了
(30)	栃 木	小山、野木	C d	小山市 下都賀郡野木町	14.6	—	S51. 3. 31 S54. 2. 8 S59. 3. 28	全部解除
31	宮 城	二 迫 川	C d	栗原郡鳴瀬町	24.7	0.8	S51. 9. 1 S55. 4. 9 < H 3. 1. 21 >	事業完了 <部分解除>
(32)	宮 城	新堀出来川上流	C d	古川市	47.7	—	S51. 9. 1 S53. 6. 30 H 3. 1. 21	全部解除
(33)	兵 庫	有賀鉱山周辺	C u	宍粟郡波賀町	9.0	—	S52. 3. 15 S53. 6. 30 S56. 10. 15	全部解除
(34)	愛 知	岩 倉	C d	岩倉市	26.0	—	S52. 4. 20 S53. 10. 16 S58. 9. 19	全部解除
(35)	秋 田	増 田	C d	平鹿郡増田町	25.1	—	S52. 9. 12 S52. 12. 24 S57. 5. 29	全部解除
(36)	愛 知	犬 山	C d C u	犬山市	54.0	—	S53. 3. 20 S58. 12. 23 H 4. 3. 25	全部解除
(37)	秋 田	荻 袋	C d	平鹿郡増田町	18.1	—	S53. 8. 4 S54. 1. 25 S59. 2. 2	全部解除
(38)	秋 田	東部醍醐	C d	平鹿郡平鹿町	72.9	—	S53. 8. 4 S54. 1. 25 S61. 9. 29	全部解除

3 農用地土壤汚染対策地域の概要

(平成14年度末現在)

番号 ()書きは 全部解除	都道府 県名	地域名	汚 染 物 質	所在 地	指定面積 (ha)		当初指定年月日 当初対策計画承認年月日	備考
					全 体	未解除		
(39)	山形	上有無川流域	C d	東置賜郡高畠町	1.5	—	S53. 12. 22 S54. 4. 7 S58. 3. 31	全部解除
40	宮崎	岩戸川流域 土呂久	A s	西臼杵郡 高千穂町	13.5	13.5	S54. 12. 1 S55. 10. 13 —	事業完了
(41)	秋田	上鍋倉	C d	平鹿郡十文字町	54.2	—	S54. 12. 4 S54. 12. 26 S63. 2. 29	全部解除
(42)	島根	五十猛	A s	大田市	7.3	—	S54. 12. 25 S55. 4. 19 H 2. 1. 25	全部解除
(43)	島根	左ヶ山	A s	益田市	27.3	—	S54. 12. 25 S56. 4. 10 H 3. 2. 26	全部解除
44	秋田	館花	C d	平鹿郡増田町	78.3	1.6	S55. 8. 22 S55. 12. 24 < H 6. 3. 1 >	事業完了 <部分解除>
(45)	北海道	銭亀沢	C u	函館市	5.6	—	S55. 9. 27 S56. 8. 31 S61. 4. 23	全部解除
(46)	青森	宿野部川	C u A s	下北郡川内町	13.5	—	S56. 3. 19 S57. 11. 29 H 2. 3. 12	全部解除
(47)	茨城	上稻吉	C d	新治郡千代田村	10.6	—	S56. 5. 29 S57. 6. 2 H元. 2. 27	全部解除
(48)	秋田	第二上鍋倉	C d	平鹿郡平鹿町 十文字町	107.3	—	S56. 6. 20 S56. 10. 23 H 5. 3. 11	全部解除
49	秋田	八木	C d	平鹿郡増田町 十文字町	145.8	2.9	S57. 10. 7 S57. 11. 29 < H11. 3. 3 >	事業完了 <部分解除>
(50)	大分	長谷緒	C d A s	大野郡緒方町	27.7	—	S58. 3. 3 S61. 4. 21 H 6. 3. 31	全部解除
51	秋田	福島・北原	C d	平鹿郡増田町 十文字町、平鹿町	235.4	235.4	S58. 3. 29 S59. 2. 10 —	事業完了
(52)	山形	間沢川流域	C d	西村山郡西川町	4.5	—	S58. 3. 31 H 2. 7. 3 H 8. 3. 13	全部解除
(53)	兵庫	上岩津	C d	朝来郡朝来町 生野町	13.2	—	S58. 5. 19 S62. 12. 15 H 4. 9. 11	全部解除
(54)	秋田	浅舞	C d	平鹿郡平鹿町	49.4	—	S59. 2. 2 S59. 11. 29 H11. 3. 3	全部解除
(55)	茨城	高原	C d	多賀郡十王町	20.1	—	S59. 7. 6 S60. 4. 10 H 4. 3. 9	全部解除
(56)	秋田	龜田	C d	平鹿郡増田町 平鹿町	136.5	—	S59. 11. 30 S60. 10. 21 H13. 3. 1	全部解除
(57)	山口	秋谷	C u A s	美祢郡美東町	8.4	—	S60. 1. 22 S60. 10. 21 H 5. 4. 9	全部解除

3 農用地土壤汚染対策地域の概要

(平成14年度末現在)

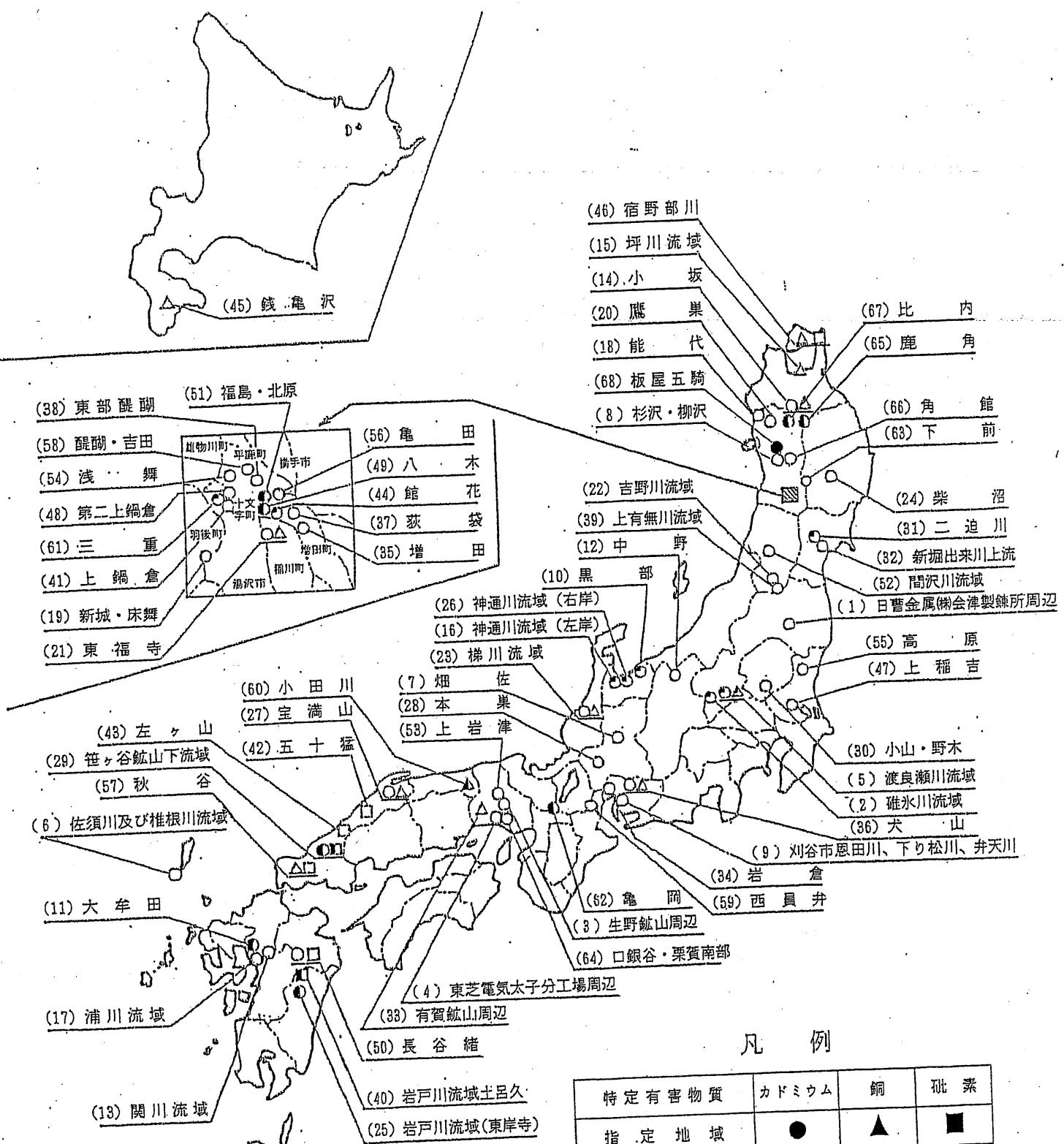
番号 ()書きは 全部解除	都道府 県名	地域名	汚 染 物 質	所在地	指定面積 (ha)		当初指定年月日 当初対策計画承認年月日	備考
					全 体	未解除		
(58)	秋田	醸醸・吉田	Cd	平鹿郡平鹿町	214.5	—	S60. 9.17 S61.10.14 H14. 3.12	全部解除
(59)	三重	西員弁	Cd	員弁郡北勢町 大安町、藤原町	168.9	—	S60.12.20 S62. 9.24 H15. 3.28	全部解除
60	鳥取	小田川	Cu	岩美郡岩美町	53.4	53.4	S61. 2.14 S61. 9.12	事業完了
61	秋田	三重	Cd	平鹿郡十文字町	24.6	0.5	S63. 2.29 H元. 3.30 < H12. 2.23 >	事業完了 <部分解除>
62	京都	亀岡	Cd	亀岡市	44.2	44.2	S63. 4.25 H 2. 1.17	事業実施中
(63)	岩手	下前	Cd	和賀郡湯田町	23.0	—	H元. 11.27 H 3. 3.29 H10. 3.17	全部解除
(64)	兵庫	口銀谷・ 粟賀南部	Cd	朝来郡生野町 神崎郡神崎町	70.9	—	H 5. 3.12 H 5.11. 5 H13. 5. 2	全部解除
65	秋田	鹿角	Cd	鹿角市	26.7	26.7	H 6. 3. 1 H 7. 3. 8	事業完了
(66)	秋田	角館	Cd	仙北郡角館町	3.3	—	H 7. 3.20 H 8. 4. 8 H13. 3. 1	全部解除
67	秋田	比内	Cd	北秋田郡比内町	3.4	3.4	H10. 3. 3 H11. 4. 26	事業完了
68	秋田	板屋五騎	Cd	仙北郡協和町	8.5	8.5	H14. 3.12 — —	対策計画策定中
合 計				指定面積累計 現指定面積 現指定地域数 指定解除面積 全解除地域数 部分解除地域数	6,274.8 ha 1,436.7 ha 19 地域 4,838.1 ha 49 地域 9 地域		対策計画承認地域数 及び合計面積 67 地域 6,181.1 ha	

※「最終解除年月日」欄の< >書は部分解除の年月日です。

※神通川流域地域の対策計画は、左岸、右岸を1地域として1次地区96.4ha、2次地区450.5ha、3次地区953.7haを定めています。

※「汚染物質」の欄のうち、Cdはカドミウム、Cuは銅、Asは砒素です。

(参考) 農用地土壤汚染対策地域位置図



凡例

特定有害物質	カドミウム	銅	砒素
指定地域	●	▲	■
うち対策計画策定地域	○	△	□
うち指定解除地域	○	△	□

注1. ○▲などの下線は、複数の特定有害物質による汚染であることを示す。
2. ○△は、それぞれカドミウム、銅に係る指定地域で一部について指定解除された地域であることを示す。